

長野県卓球連盟表彰規程

長野県卓球連盟表彰内規（昭和51年制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、長野県卓球連盟規約（昭和25年6月1日施行）第5条第10項の規定に基づき、長野県卓球連盟（以下「本連盟」という。）が行う表彰の基準並びに公益財団法人長野県体育協会表彰及び公益財団法人日本卓球協会表彰その他の表彰の推薦について必要な事項を定めるものとする。

（長野県卓球連盟功労者表彰）

第2条 表彰の種類は、功労者賞及び優秀選手賞（ダブルスの場合を含む。）とし、個人に対して表彰を行うものとする。

2 功労者賞は、次の各号のいずれかに該当する者に行うものとする。

- (1) 各支部又は各地における卓球の発展に著しく功績があり、その所属支部で表彰された満45歳以上の者
- (2) 施設の設置の尽力者、支部役員永年15年以上、本連盟役員及び担当者は15年以上、全国大会の開催招致等の尽力者又は本連盟の発展に著しく寄与した者

3 優秀選手賞は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うものとする。

- (1) 国民体育大会 連続又は通算して10回の出場者
- (2) 国民体育大会及び全国ホープス選抜卓球大会 ランキング者
- (3) 全日本卓球選手権大会（一般・マスターズ・ジュニア・カデット・ホープス・カブ・バンビ）及び全日本社会人卓球選手権大会 ランキング者
- (4) 全日本大学総合卓球選手権大会（個人の部） ランキング者
- (5) 北信越学生卓球選手権大会個人戦（春季・夏季・秋季） 優勝者
- (6) 全国教職員卓球選手権大会個人戦（一般の部） 3位以上の者
- (7) 全国ラージボール卓球大会 各部門優勝者
- (8) 長野県卓球選手権大会3年連続優勝者
- (9) 中部日本卓球選手権大会（一般・年代別・ジュニア・カデット・ホープス・カブ） 3位以上の者
- (10) 北信越卓球選手権大会一般の部及び北信越卓球選手権大会マスターズの部 優勝者
- (11) 全国高等学校卓球選手権大会個人戦及び全国中学校卓球大会個人戦 ランキング者
- (12) 全国高等学校定時制通信制大会個人戦 3位以上の者
- (13) 北信越高等学校体育大会卓球競技の部個人戦及び北信越中学校総合競技大会卓球競技の部個人戦 3位以上の者

(長野県卓球連盟優良団体表彰)

第3条 優良団体表彰は、次の各号のいずれかに該当する団体に対して行うものとする。

- (1) 全日本大学総合卓球選手権大会(団体の部) ランキングチーム
- (2) 北信越学生卓球選手権大会団体戦(春季・夏季・秋季) 優勝チーム
- (3) 全国教職員卓球選手権大会(団体戦)一般の部 優勝チーム
- (4) 全国高等学校卓球選手権大会団体戦 ランキングチーム
- (5) 全国高等学校選抜卓球大会 ランキングチーム
- (6) 全国高等学校定時制通信制大会団体戦 3位以上のチーム
- (7) 北信越高等学校体育大会卓球競技の部 優勝チーム
- (8) 北信越高等学校選抜卓球大会 優勝チーム
- (9) 全国中学校卓球大会団体戦 ランキングチーム
- (10) 全国中学校選抜卓球大会 ランキングチーム
- (11) 北信越中学校総合競技大会卓球競技の部 優勝チーム
- (12) 全国ホープス卓球大会 ランキングチーム
- (13) 全日本実業団卓球選手権大会 ランキングチーム
- (14) 全日本クラブ卓球選手権大会 ランキングチーム

(連続・通算の表彰)

第4条 前条に規定する競技大会に連続又は通算して5年、10年、20年出場した団体は、その都度表彰するものとする。(前条第2号及び第3号の競技大会を除く。)この場合において、20年を超えたときは、以後10年毎に表彰するものとする。ただし、昭和51年度から起算して、連続・通算して3年で表彰を受けた団体は、以後10年までは表彰しないものとする。

(表彰の決定等)

第5条 前3条までの規定による表彰の申請は、別に定める推薦調書により、本連盟各支部から同連盟事務局に行うものとする。

2 表彰の決定は、本連盟常任理事会に諮って決定するものとする。

3 表彰の時期は、毎年度行われる本連盟定期理事会の日に行うものとする。

(表彰の方法)

第6条 前条の表彰の対象となる個人又は団体には、表彰状及び記念品を贈呈するものとする。

(追彰)

第7条 第2条に規定する表彰は、故人に対しても行うことができる。この場合における表彰状等は、その遺族に贈与するものとする。

(長野県体育協会表彰の推薦)

第8条 公益財団法人長野県体育協会スポーツ振興功績者表彰の推薦は、長野

県内全般にわたって卓球を通じ、本連盟の発展に寄与した功績によることを受賞の原則とし、スポーツ施設の設置、同連盟の理事以上の職務又は同体育協会の役員等の職務に携わった者で県的事業の貢献者であって、第2条の表彰者の中から同体育協会の表彰規定に該当する者を逐次行うものとする。

(日本卓球協会表彰の推薦)

第9条 公益財団法人日本卓球協会地方功労者表彰の推薦は、第2条の表彰者の中から満50歳以上の者を行うものとする。

(その他の表彰の推薦)

第10条 前2条以外の表彰の推薦については、第2条、第3条及び前2条の基準等を総合的に勘案して行うものとする。

(補則)

第11条 この規程に規定のない事項及びこの規程の施行に関し、必要な事項は、本連盟会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年7月10日から施行し、平成23年度分の表彰から適用する。

(連続・通算回数等計算の特例)

2 第2条及び第4条に規定する出場回数等は、施行日以前における実績を含むものとする。

附 則

この規程は、平成24年7月8日から施行し、平成24年度分の表彰から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、第1条の改正規定、第2条中第2項を第3項に、同条第1項を第2項にする改正規定、第8条及び第9条の改正規定は、平成24年4月1日から適用し、第2条第2項中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える改正規定及び第3条中第13号を第14号とし、第6号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える改正規定は、平成25年度分の表彰から適用する。

*経 過

昭和51年制定

昭和52年12月改正

昭和54年12月改正

昭和 59 年 3 月改正
平成 5 年 4 月改正
平成 9 年 4 月改正
平成 16 年 2 月改正
平成 22 年 2 月改正
平成 23 年 7 月全部改正
平成 24 年 7 月改正
平成 26 年 3 月改正